

# せと元気カルタ借用申請書

平成 年 月 日

瀬戸市社会福祉課 様

申請者

住所

団体名

代表者名

印

電話 ( )

下記の事業について、元気カルタの借用を申請します。

記

借用期間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
事業名	
会場	
開催日	平成 年 月 日 ( )
元気カルタ	A 3サイズ ( ) セット B 1サイズ ( ) セット B 2サイズ ( ) セット 通常サイズ ( ) セット

# 実績報告書

平成 年 月 日

瀬戸市社会福祉課 様

申請者

住所

団体名

代表者名

印

電話 ( )

下記の事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
会場	
開催日	月 日 ( )
参加者数	
開催状況	

※募集チラシ、写真、プログラムなどの資料を添付してください。なお、写真を瀬戸市ホームページなどに掲載する場合がありますので、ご了承ください。

※次に使用する人の為に、汚れを落として返却してください。

※破損した場合は修繕料をいただきます。

# せと元気カルタ貸し出し要領

## 1 趣旨

せと元気カルタ作製及び活用実行委員会は、せと元気カルタの普及により地域交流活動の活性化を推進するため、市民活動グループや団体などが企画・実施するイベント等で適当と認められるものに、元気カルタを貸し出しするものとする。

## 2 貸し出し用カルタ

- ① A3サイズ (297×420mm)・・・1セット
- ① B1サイズ (728×1,030mm)・・・4セット
- ② B2サイズ (515×728mm)・・・2セット
- ③ 通常サイズ

## 3 利用手続き

- ① 電話でカルタの空き状況を確認、仮予約
- ② 申請書の提出、カルタの受取り
- ③ 利用後、カルタの返却・実績報告書の提出

## 4 注意事項

- ① 在庫があれば、複数セット貸し出し可。
- ② 政治、宗教、思想、営利等の活動に利用しないこと。
- ③ 大切に扱うこと。汚れた場合、きれいにして返却すること。  
カルタを折曲げての運搬・保管等は禁止。(破損した場合、弁償してもらう場合があります。)  
返却する際は、50音順に並べること。
- ④ 火気、水気に近づけないこと。
- ⑤ 貸し出し期間は約1週間とする。ただし、別の申し込みが無い場合は延長することも可。

〈お問い合わせ〉

〒489-8701 瀬戸市追分町64-1

瀬戸市役所社会福祉課庶務係

☎ 0561-88-2610 FAX 0561-88-2615